

風早北部 防犯情報 しょうなん

行動無くして結果生まれず
SHOW “No Action No-result”

風早北部ふるさと協議会

防犯防災部 作成

2025年12月15日

第217号



カーリースの消費者トラブルに 注意／その具体例と問題点

カーリースとは、リース会社が所有する車を一定の期間借りて利用できるサービスです。購入した場合に必要となる初期費用のほか、車の維持にかかる税金や点検整備費用等が月々のリース代金に含まれているため、毎月定額料金で車を利用できることが特徴です。以前は法人を対象にしたもののがほとんどでしたが、ここ数年ライフスタイルの多様化や新車の供給体制の変化等により一般消費者を対象にした契約が増加傾向にあり、それに伴い相談件数もここ数年増加傾向にあります。

相談内容を見ると、カーリースの仕組みや契約内容を契約時に十分に把握していないことが原因で、中途解約時や契約満了時にトラブルとなっている事例が複数寄せられています。具体的な相談事例と問題点は下記のとおりです。

相談事例

- ローンと同じと言われ契約したが走行距離制限や中途解約料があるカーリース契約だった。
- 契約期間内にカーリースの解約を申し出たら突然解約料を請求された。
- カーリース契約満了後、残価を支払わないと車を受け取れないと言われた。
- 9年後、車が自分のものになると勧誘されカーリース契約をしたが実際は違った。

相談事例からみる問題点

- 消費者にとってカーリースの仕組みや購入した場合との違い等を認識しにくい。
- 特に中途解約する場合や契約満了時の条件等についてトラブルになりやすい。

契約時に確認が必要な主なポイントは裏面(次頁)の国民生活センター発信のチラシを参照してください。

